第十条第三項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改める。

第十条の二第一項中「第十八条の二第七項」を「第十八条の二第八項」に改め、同項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改め、同項第五号中「第十八条の二第五項」を「第十八条の二第六項」に改め、同条第七項中「第十八条の二第八項」を「第十八条の二第九項」に改め、同項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改め、同項第六号中「第十八条の二第五項」を「第十八条の二第六項」に改め、同条第四項中「第十八条の二第十一項」を「第十八条の二第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第十八条の二第十一項」を「第十八条の二第十四項」に改め、同項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　令第十八条の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の規定により特定商業施設の区分を同項の地区等に変更しようとする旨とする。

4　令第十八条の二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　旧承認（令第十八条の二第十二項に規定する旧承認をいう。次号及び第三号において同じ。）に係る特定商業施設内において同項に規定する承認免税手続事業者が現に免税販売手続を代理する手続委託型輸出物品販売場の別に次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該手続委託型輸出物品販売場の名称及び所在地

ロ　当該承認免税手続事業者が令第十八条の二第十二項に規定する新承認に係る特定商業施設内において引き続き免税販売手続を代理することに対する当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の同意又は不同意の別

二　旧承認に係る令第十八条の二第十二項に規定する大規模小売店舗を設置している者が同項の地区等に係る商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることを証する書類

三　旧承認に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

四　その他参考となるべき書類

5　令第十八条の二第十三項に規定する財務省令で定める手続委託型輸出物品販売場は、前項第一号に掲げる書類において同号ロの同意をした旨を明らかにした手続委託型輸出物品販売場とする。

第十条の三第一項中「第十八条の二第十三項」を「第十八条の二第十六項」に改め、同項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改め、同条第二項中「第十八条の二第十四項」を「第十八条の二第十七項」に改め、同項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改め、同項第三号中「第十八条の二第六項」を「第十八条の二第七項」に改める。

第十条の五第一項第一号及び第三項第一号並びに第十条の六第一項第一号及び第三項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）」に改める。

第十一条の二中「第百条第一項第一号」の下に「（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）」を加える。

第十三条第一項第一号及び第三項第一号中「、納税地及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び納税地）」を「及び納税地」に改める。

第十五条第一項第一号及び第二項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）」に改める。

第十七条第一項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）」に改め、同条第二項中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改め、同項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）」に改め、同項第三号中「第三十七条第六項」を「第三十七条第七項」に改め、同項第三項中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改め、同条第四項第一号イ及び第二号イ中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）」に改める。

第十七条の二第一号イ及び第二号イ並びに第二十条の二第一項第一号及び第二項第一号中「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」を「及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）」に改める。

第二十六条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合　次に掲げる事項

イ　届出者の氏名又は名称及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

ロ　届出者の行う事業の内容

ハ　課税期間の初日及び末日

ニ　法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合に該当することとなつた課税期間の初日の年月日

ホ　ニに規定する課税期間の基準期間における課税売上高

ヘ　法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場合に該当することとなつた法第十二条の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日及び当該適用に係る同項に規定する高額特定資産の内容

ト　当該高額特定資産が法第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産に該当するものである場合にあつては、当該自己建設高額特定資産に係る同項に規定する建設等の完了予定時期

チ　その他参考となるべき事項

第二十七条第五項第一号中「第六十七条」の下に「（輸出又は輸入の許可）」を加え、同条第六項中「関税法施行令」の下に「（昭和二十九年政令第百五十号）」を加える。

第二十九条中「第七条第一項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「（個人番号」を「（法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号を」を「法人番号を」に改め、「又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「、氏名又は名称」を「、名称」に改め、同条第三項を削る。